

第4章 活 力 魅力ある資源を活かした 誇りのもてるまち

■ 施策体系



1 農業の高度化

(1) 農業の活性化

[施策の方針]

- 集落営農や認定農業者への農業集約など、規模拡大による農業経営の効率化を図るとともに、多様な担い手の育成・確保に努めます。
- 農地や農業施設などがもつ自然環境に配慮した農業を進めることにより、消費者ニーズに対応した農産物の品質向上に努めます。
- 特色ある農産物の生産や特産加工品の開発などにより、農業競争力を強化するとともに、直売所などを活用して顧客を開拓するなど、都市との交流をめざした地域農業の活性化に努めます。

[現状と課題]

- 水稻栽培を中心とした農業が展開されていますが、兼業農家が多く、農産物価格の下落や就業者の高齢化、後継者不足により農家数が減少しています。
- 農産物を使った特産加工品の研究や販売が行われているほか、学校教育や生涯学習活動、環境保全活動への参加などによる農業交流が一部で行われていますが、これらの取り組みを全市に広げ、地域ブランドの確立や地域農業の活性化に結びつけることが望まれます。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
効率的・安定的農業経営の構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規就農者や営農組織などの担い手の育成 ● 省力化・高能率化による農業の促進 ● 営農活動の拡大
地域共生型農業の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 遊休農地の活用や農地の集約化 ● 市民農園や貸し農園などの推進 ● 減農薬、有機栽培[※]の普及促進や栽培技術などの研究 ● 環境への負荷が少ない農業の支援 ● 消費者ニーズに対応できる品質向上への取り組みの支援 ● 地産地消や生・消交流の取り組みの支援 ● 特色のある農産物の生産など地域ブランド開発の支援
地域農業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ● 農産物の直売所、既存集客施設、イベントなどを活用した販売促進

※有機栽培

堆肥などの有機肥料を使用して育てる。化学合成農薬・化学合成肥料・除草剤などを使用せず、化学の力に頼らないで農産物を生産する栽培方法。

[主要事業]

- 担い手育成支援事業
- 農用地利用集積事業
- 農産物消費拡大事業
- 産地づくり事業
- 環境保全型農業推進事業
- 特産物加工開発支援事業

※農地・水・環境
保全向上対策

農地・水・環境の良好な
保全とその質の向上を
図るため、地域ぐるみによる
効果の高い共同活動
を支援する取り組み。

(2) 農業基盤の整備

[施策の方針]

- 農業用水の安定的な確保と防災上の観点から、老朽化したため池や水路の定期的な改修に努めます。
- 農地や農業用水路などの資源を保全するため、農地・水・環境保全向上対策※を支援します。

[現状と課題]

- ほ場整備や施設の充実が図られる一方で、一部の農地では高齢化の進展などによる耕作放棄が懸念されています。
- 高齢化や混住化により、農地・農業用水路などの資源の適切な保全管理が困難になってきています。
- 用排水路やため池などの老朽化による機能低下に対応するため、地域と協議を行いながら順次改修を進めるとともに、地域ぐるみによる共同活動を支援することが必要です。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 老朽化したため池や水路の計画的な改修 ● 農業生産基盤の効率化
生産基盤の管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地改良施設の保全などの推進 ● 地域協議会などの組織づくりへの支援 ● 農地・農業用水路などの資源の適切な保全管理や面的調査の取り組みの推進 ● 地域ぐるみによる効率の高い共同活動への支援

[主要事業]

- 農地・農業用施設災害復旧事業 ● 市単独土地改良事業
- ため池等整備事業 ● かんがい排水事業
- 農業用河川工作物応急対策事業 ● 経営体育成基盤整備事業
- 農地・水・環境保全向上対策事業

(3) 農業生産環境の保全

[施策の方針]

- 獣害の被害調査を実施し、情報収集後の速やかな有害鳥獣駆除を進めます。
- 広報や研修を通じて、獣害情報を地域住民に提供するなど、野生動物との共生を視野に入れた農業生産環境の保全に努めます。

[現状と課題]

- 有害鳥獣による農作物への被害は年々増加し、地域住民との共同により駆除を行っていますが、さらに野生動物との共生を考えた駆除や防除を進める必要があります。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
有害鳥獣の対策	<ul style="list-style-type: none">● 関係団体や地元集落と連携した被害状況の収集● 有害鳥獣捕獲体制の確立と防護柵設置の支援● 野生動物との共生の取り組みの推進

[主要事業]

- 有害鳥獣捕獲事業
- 特定外来生物被害対策事業



2 森林の保全・活用

(1) 森林の保全と活用

[施策の方針]

- 計画的かつ段階的に除間伐などを行い、森林の公益的機能の維持・向上に努めます。
- 環境や防災の観点から、地域が一体となって森林を保全するとともに、里山を活用した市民の「緑」に関する取り組みや子どもたちの自然体験学習の場としての活用を図ります。

[現状と課題]

- 市域の50%を森林が占めていますが、ゴルフ場開発などにより民有林は少なく、国有林や県有林などが残っています。
- 適切な下刈りや伐採は行われておらず、荒廃が進んでいます。
- 森林管理巡視員を任命し、森林のパトロールを行い、森林伐採などの監視を行っています。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
森林保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 現存する良好な里山の保全推進 ● 里山を利用した市民が緑に接する取り組みの推進 ● 森林公園などを活用した「緑」とふれあう場の提供

[主要事業]

- 森林管理巡視事業
- 里山整備事業



3 地域産業の活性化

(1) 地場産業などの高度化

[施策の方針]

- 地場産業と観光関連産業との連携、産業団地立地企業と地域の連携により、産業の空洞化や産業構造の変化に耐えられる地域産業の育成に努めます。
- 消費者ニーズに対応した高付加価値製品の開発促進や市内外への製品情報の発信などにより、地場産業の振興を支援します。

[現状と課題]

- 大型小売店舗やロードサイド型の店舗^{*}、コンビニエンスストアなどの出店が進み、既存の小売店の集客力は低下し、店舗数は減少しています。
- 商工会の独自の取り組みやイベントなどにより、地場産業の振興と情報発信が行われており、一定の成果がみられますが、関係機関などの連携により、全市一体となった域外へのPRを積極的に行い、一層の活性化を図る必要があります。
- 地域産業を支える中小企業・商店事業者の高齢化や後継者不足が問題となっており、次代の担い手の確保や経営基盤の強化、技術力の向上が求められています。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
伝統産業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域ブランドの確立と育成 ● 伝統産業の技能・技術の伝承 ● 福利厚生の実施や研修機会の充実などへの支援 ● 後継者の育成支援 ● 伝統産業のPR、情報発信、販売強化の促進
地域特性に応じた産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ● 商工関係団体が自主的に行う経営改善事業などへの支援 ● 商業活性化の促進 ● 起業家への支援 ● 観光と商業の連携による新しい商業空間づくりの推進 ● イベントへの支援 ● 商業施設への集客の促進と地域産業のPR ● 新しい地域産業の育成

[主要事業]

- 地場産業振興事業
- 商工会運営補助事業
- 産業振興事業
- 産業振興イベント補助事業

※ロードサイド型の店舗

自家用車でのアクセスが主たる集客方法である店舗のこと。特に都市郊外の主要幹線沿いに立地するものを指す場合が多い。

4 新産業の創出

(1) 新産業・起業の促進

[施策の方針]

- 恵まれた立地条件を生かし、ひょうご東条ニュータウンインターパークや滝野工業団地への高付加価値企業の誘致、成長産業の育成を図り、雇用の安定と就業機会の拡大をめざします。
- 産学官[※]の連携や異業種間交流、進出企業と地域企業との連携などにより、新たな産業の創出を促進します。
- 市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決するコミュニティビジネスなどの起業の振興を促進します。

[現状と課題]

- ひょうご東条ニュータウンインターパークと滝野工業団地(第2地区)への企業の誘致を進めていますが、今後も引き続き早期誘致を図る中で、新しい時代に即応した産業の創出・育成が期待されています。
- 進出企業への操業支援による活性化と雇用の創出など、地域産業の振興を図る必要があります。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
新産業誘致の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 高速道路網の利点を生かした企業立地の促進 ● 新たな産業団地の開発促進 ● 地域経済の活力と雇用の確保 ● 経済社会の変化に対応した優遇制度などによる企業促進策の充実 ● 産学官の連携推進 ● 地域資源を活用した新たな事業の創出
立地企業のフォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> ● 立地企業の操業支援 ● 進出企業と地域産業の連携促進 ● 異業種間交流の活性化 ● 産業団地の企業連絡組織などへの支援
起業の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな産業の創出や新技術の開発促進 ● 起業の情報提供と支援 ● 起業家を対象とした講座や研修などの開催

[主要事業]

- 企業誘致事業 ● 産業団地整備事業 ● 立地企業フォローアップ事業
- 産業団地連絡協議会の支援 ● コミュニティビジネス支援事業

※産学官

産業界、教育研究機関、国・地方自治体のこと。

5 観光産業の活性化

(1) 観光産業の促進

[施策の方針]

- 自然、歴史、文化、芸術などの観光資源の発掘・活用に取り組み、市民、事業者、行政が一体となり観光の振興に努めるとともに、資源のネットワーク化を図ることにより、回遊性のある観光産業への転換をめざします。
- 北播磨地域の地場産業や資源の高付加価値化を図りつつ、広域連携による情報発信に取り組みとともに、自然やツーリズム[※]を総合的に楽しめる観光産業の振興を図ります。

[現状と課題]

- 市内には、県立自然公園である「東条湖」「清水寺」をはじめ、「播磨中央公園」「滝野温泉ぼかぼ」「東条温泉とどろき荘」などや多くのゴルフ場が立地し、年間約290万人が訪れていますが、日帰りが中心で、施設間を結ぶネットワークが確立されておらず、観光入込数も減少傾向にあります。
- 地域全体で観光施設を支え、広域的に情報発信を行う取り組みが必要となっています。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
観光資源の育成・活用	<ul style="list-style-type: none"> ●観光協会による観光施設の育成と事業者間の連携の強化 ●県立自然公園周辺の景観形成の検討や観光施設の再生 ●市民が主体となったボランティアガイドの育成 ●観光協会や観光関連事業者が一体となって開催するイベントへの支援 ●各種メディアの利用や観光施設、道路施設を活用した観光情報の発信 ●市民のアイデアを取り入れた観光産業の育成 ●異業種の観光産業の連携による新たな集客の確保 ●ゴルフ産業の振興と支援
観光施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●観光案内板の整備 ●集合看板の整備による景観の形成
観光ネットワークの形成・推進	<ul style="list-style-type: none"> ●観光情報のネットワーク化 ●新たな観光ルートの開発 ●事業者と行政が連携した観光資源のネットワーク化

[主要事業]

- 観光協会補助事業 ●観光イベント補助事業 ●集合看板整備事業
- 広域観光ネットワーク事業 ●義士親善友好都市交流会議

※ツーリズム

旅行、観光旅行、観光事業、観光案内事業の総称。

6 雇用対策の充実

(1) 就労環境の充実

[施策の方針]

- 雇用の拡大や就労力の向上などを図り、すべての勤労者の生活の安定と勤労者福祉の増進をめざします。
- 女性や高齢者など多様な勤労者の雇用・就業機会の拡大を図り、誰もがいきいきと働くことができる労働環境をめざします。

[現状と課題]

- パートタイマーや派遣労働者など、雇用形態の多様化が進み、勤労者を取り巻く環境が大きく変化しています。
- UJIターン希望者、女性、高齢者などへの情報提供の仕組みづくりが求められています。
- 勤労者の生活の安定と福祉の増進に取り組む必要があります。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
雇用の安定と就労条件の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●雇用の創出に必要な環境の整備 ●雇用の安定の促進 ●新産業の誘致と就業機会の拡大 ●若年者のUJIターンの促進 ●求人情報の提供による雇用機会の拡大
勤労者の生きがいづくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ●女性や高齢者などの職場進出への支援 ●シルバー人材センターへの活動支援 ●勤労者の住宅資金融資に関する斡旋制度[※]の充実

[主要事業]

- 雇用創出事業 ●シルバー人材センター補助事業
- 勤労者住宅資金対策事業

※住宅資金融資に関する斡旋制度

市内に一定期間以上居住勤務している人で、市内で住宅を建築または購入しようとする人に対する市の融資制度。

『活力』魅力ある資源を活かした 誇りのもてるまち

